

第21回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年2月27日(木) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階中会議室2

出席 欠 農業委員 出席 7名 欠席 2名
○1番 藤原 健祐 ○2番 田村 和弘
×3番 森田 有紀 ○4番 氏原 延
×5番 田村 公史 ○6番 澤村 重隆
○7番 横畠 悦子 ○8番 藤田 省三
○9番 北添 正男

農地利用最適化推進委員 出席 12名 欠席 1名
○田村 幸生 ○味元 健清 ○田村 宮幸
○森 正彦 ○永田 和道 ×邑田 昌平
○中村 修 ○岡村 建介 ○山口 修二
○伊藤 洋章 ○田村 泰富 ○岩佐 誠志
○北添 秀紀

事務局 事務局長： 藤本 雅徳

係 長： 前田 紗歩 会計年度任用職員： 大原 彰子

日程 第1 開 会
第2 議事録署名委員選任
第3 報 告
第4 議 事

第1号議案 農地法第3条の許可の取り消し願いに係る件

第2号議案 農地法第3条に係る件

第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

第 5 そ の 他

第 6 閉 会

会長・・・・・・・・定刻になりましたので、これより第 21 回農業委員会定例総会を開催します。

本日は 3 番森田有紀委員、5 番田村公史委員、農地利用最適化推進委員の邑田昌平委員から欠席の報告が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、7 番横畠悦子委員と、1 番藤原健祐委員を指名します。つづきまして、日程第 3. 報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

藤本局長・・・・・・・・ それでは、日程第 3. 報告事項につきまして、報告します。

報告事項 1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、17 日に経営開始型交付金に関する圃場確認が町内において開催され、事務局から私、藤本が出席しました。こちらに関しましては、対象は 4 か所で、すべてショウガ農家となっています。

18 日には、午前中に経営開始型交付金に関する圃場確認が町内において開催され、事務局から私、藤本が出席しました。こちらに関しましては、対象は 3 か所ありましたが、その内の 2 か所に出席し、2 か所ともニラ農家となっています。午後からは農業委員会活動交流集会が高知共済会館において開催され、事務局から私、藤本と前田係長が出席しました。こちらに関しましては、地域計画の実現に向けた取り組みや、農地中間管理事業への対応、所有者不明農地制度などに関する説明があった後、農地利用最適化活動の取り組みに関する事例報告として、前田係長が活動記録簿の工夫及び総会におけるタブレット端末の活用について発表をしました。

19日には、地域計画に関する同意についての専決処分を行いました。こちらに関しましては、令和7年2月7日付けて佐川町長から佐川町農業委員会会長あてに、地域計画の策定に係る意見の照会がありましたので、昨年、11月25日の総会時に皆様にご確認いただきました目標地図の素案どおりに、照会がありました地域計画が作成されておることを事務局にて確認しまして、令和7年2月19日付けて農業委員会会長から町長あてに、意見がない旨、回答させて頂いておりますことを報告いたします。

27日は、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届1件について報告します。

貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が丙の[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。地目は田と畑で、合計面積が[]㎡。解約事由が契約期間変更のためで、合意年月日・引渡日とも令和7年1月27日です。

つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届6件について報告します。

9番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が1,103㎡。解約事由が圃場整備関係のためで、合意年月日・引渡日とも令和7年1月20日です。

10番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。地目は田で、合計面積が[]㎡。解約事由が離農のためで、合意年月日・引渡日とも令和6年12月31日です。

11番が、貸し手が[]さん。借り手は10番と同じです。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[]㎡。解約事由・合意年月日・引渡日とも10番と同じです。

12番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番 外3筆。地目は田で、合計面積が[]㎡。解約事由は耕作の実態がないためで、合意年月日は令和7年1月26日。引渡日は1月27日です。

13番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。土地の所在が、[]番 外2筆。地目は田で、

合計面積が [] m²。解約事由は契約内容の変更のため、合意年月日・引渡日とも、令和7年1月28日です。

14番が、貸し手が [] さん。借り手は10番と同じです。土地の所在が、 [] 番。地目は田で、面積が [] m²。解約事由・合意年月日・引渡日は、10番と同じです。

つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書9件について報告します。なお、届出事由はすべて相続となっています。

73番が、相続人が [] さん。土地の所在が、 [] 他5筆。地目は畑で、合計面積が [] m²。届出日は、令和7年1月15日です。

74番が、相続人が [] さん。土地の所在が、 [] 番 外5筆。地目は田が4筆と畑が2筆で、合計面積が [] m²。届出日は、令和7年1月22日です。

75番が、相続人が [] さん。土地の所在が、 [] 番 外4筆。地目は田が3筆と畑が2筆で、合計面積が [] m²。届出日は、令和7年1月28日です。

76番が、相続人が [] さん。土地の所在が、 [] 番 外2筆。地目は田が1筆と畑が2筆で、合計面積が [] m²。届出日は、令和7年1月30日です。

77番が、相続人が [] さん。土地の所在が、 [] 番 外3筆。地目は田が3筆と畑が1筆で、合計面積が [] m²。届出日は、令和7年2月4日です。

78番が、相続人が [] さん。土地の所在が、 [] 番 外10筆。地目は田が4筆と畑が7筆で、合計面積が [] m²。届出日は、令和7年2月4日です。

79番が、相続人が [] さん。土地の所在が、 [] 番 外6筆。地目は田が6筆と畑が1筆で、合計面積が [] m²。届出日は、令和7年2月5日です。

80番が、相続人が [] さん。土地の所在が、 [] 番。地目は畑で、面積が [] m²。届出日は、令和7年2月5日です。

81番が、相続人が[]さん。土地の所在が、[]番
外4筆。地目は田が4筆と畑が1筆で、合計面積が[]㎡。届出日は、令和7年2
月5日です。

報告は以上です。

会長・・・・・・・・事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

つづきまして、第1号議案農地法第3条の許可の取り消し願に関する件を議題としま
す。事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・それでは、第1号議案農地法第3条の許可の取り消し願に関する件1件
について説明します。

譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]
[]番 外1筆。地目は田で、合計面積が[]㎡。取り消し理由は、売買契約
不成立のためです。

以上です。

会長・・・・・・・・事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案につづきまして、申請のとおり許可
することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第1号議案につづきましては申請のとおり決定しました。つづきまし
て、第2号議案農地法第3条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・それでは、第2号議案農地法第3条に関する件5件について説明しま
す。

34番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、
[]番。地目は田で、面積が[]㎡。申請の内容は、贈与による所有
権移転です。

35番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]
[] 外4筆。地目は畑で、合計面積が[]㎡。申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は全部で5万円。反当りにすると、約16,030円となります。

36番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]番。地目は田で、面積が[]㎡。申請の内容は、贈与による所有権移転で、行政書士の[]さんが代理人となっています。

37番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]番 外7筆。地目は田が4筆と畑が5筆で、合計面積が[]㎡。申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は全体で30万円。反当りにすると、35,385円となります。行政書士の[]さんが代理人となっています。

38番が、譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]番 外1筆。地目が畑で、合計面積が[]㎡。申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は反当り35,499円となっています。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

前田係長・・・・・・・・ 37番につきまして、報告委員の邑田委員に代わりまして、報告書を代読させていただきます。

申請地は[]集落にあり、[]より町道を北に200m行った左側の土地です。許可後はコメや野菜を栽培する予定とのこと。譲受人はコメや野菜を栽培する農家で、農地の全てを効率的に耕作しており、必要な農機具類も保有しており、地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。

会長・・・・・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

A委員・・ 35番は許可後の耕作を本当にやるのか疑問である。[]の所有地でも何箇所か荒らしているところがあるので、全部効率利用を満たしていないと思う。

B委員・・・ 90歳近い年齢で本当にこんなに何箇所にも散らばっている農地を耕作できるのか疑問である。

C委員・・・ よく考えた方がいい。

会長・・・・・・・・ それでは、35番と37番に関しては検討が必要なため、後に回し、先に35番と37番以外をお諮りすることに意義のない方は挙手をお願いします。

賛成全員。それでは、第2号議案34番、36番、38番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第2号議案34番、36番、38番につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、先ほど後回しにしました第2号議案35番と37番につきまして、質疑等はありませんか。

私個人の意見としましては、書類に不備がなければ、本人が耕作するといった一筆または農業委員会からの条件付けとして許可を出すしかないのではないかと考えている。

A委員・・・ 荒らすと分かっている許可を出すのはおかしい。

前田係長・・・・・・・・ 農地法第3条の許可要件の一つには、全部の農地を効率的に耕作していることというものがある。

会長・・・・・・・・ それでは、農業委員会でこういった意見が出たので、耕作しないような人に大事な農地の売買は認められないといった趣旨を書いて、差し戻しますか。

A委員・・・ 差し戻してください。

会長・・・・・・・・ それでは、35番と37番の案件については、差し戻すという方向でいいか。

A委員・・・ それでいいと思う。

C委員・・・ それでいい。

D委員・・・ そうしないと仕方ないと思う。

B委員・・・ それでいいと思う。

会長・・・・・・・・ それでは、お諮りします。第2号議案35番と37番につきまして、全部効率利用の許可要件を満たしていないので許可は出せないという総会で出た意見を添付して差し戻し、相手の出方を一回様子を見るという処理に賛成の方は挙手を願います。

会長・・・・・・・・ 賛成全員。よって、第2号議案35番と37番につきましては全部効率利用の許可要件を満たしていないので許可は出せないという総会で出た意見を添付して差し戻すことに決定しました。

つづきまして、第3号議案農地法第5条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第3号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。

譲渡人が[]さん。譲受人が[]さん。土地の所在が、[]番[]。地目が畑で、面積が[]㎡。転用目的は自己用住宅の建築で、農地区分は第1種農地にも第3種農地にも当てはまらないことから、その他第2種農地と判断しました。行政書士の[]さんが代理人となっています。

以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成全員。よって、第3号議案は許可相当という意見を県知事に送付することに決しました。

つづきまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について、を議題とします。

今回は委員に関する案件が複数ありますので、全部で8回に分けて審議します。まずは、52番を議題とする前に、邑田推進委員の退席を求めます。

会長・・・・・・・・ 邑田推進委員が退席しましたので、52番を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、第4号議案佐川町農用地利用集積計画（2月分）96件中52番のみ説明します。なお、重複する部分は省略させていただきます。

貸し手が■■■■さん。借り手が■■■■さん。土地の所在が、■■■■番■■。現況地目は畑で、面積が■■■■㎡。賃貸借権の新規設定で、借賃は反当り3万円。作付予定は露地ニラで、設定期間が令和7年3月1日から令和12年1月15日までの4年11カ月間です。

以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案52番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案52番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

邑田推進委員の着席を求めます。

邑田推進委員が着席しましたので、つづきまして、53番・55番・76番から81番を議題とする前に、森推進委員の退席を求めます。

森推進委員が退席しましたので、５３番・５５番・７６番から８１番を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・ それでは、５３番・５５番・７６番から８１番を説明します。なお、すべて、借り手は[REDACTED]さんで、使用貸借権の設定であり、設定期間は令和７年３月１日から令和１７年３月３１日までの１０年１か月間となっています。

５３番が、貸し手が[REDACTED]さん。

土地の所在が、[REDACTED] 外１筆。現況地目は畑で、合計面積が[REDACTED]㎡。

新規設定で、作付予定は飼料米です。

５５番が、貸し手が[REDACTED]さん。

土地の所在が、[REDACTED]番。現況地目は畑で、面積が[REDACTED]㎡。

その他の設定内容については、５３番と同じです。

２６ページ目の７６番が、貸し手が[REDACTED]さん。

土地の所在が、[REDACTED]番。現況地目は畑で、面積が[REDACTED]㎡。

その他の設定内容は５３番と同じです。

７７番が、貸し手が[REDACTED]さん。

土地の所在が、[REDACTED]番。現況地目は原野で、面積が[REDACTED]㎡。

その他の設定内容は５３番と同じです。

７８番が、貸し手が[REDACTED]さん。

土地の所在が、[REDACTED]番。現況地目は畑で、面積が[REDACTED]㎡。

作付予定は飼料稲で、その他の設定内容は５３番と同じです。

７９番が、[REDACTED]さんの相続人代表である、[REDACTED]さん。

土地の所在が、[REDACTED]番。現況地目は畑で、面積が[REDACTED]㎡。

その他、設定内容は78番と同じです。

80番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]m²。

その他、設定内容は78番と同じです。

81番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[]m²。

その他、設定内容は78番と同じです。

以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案53番・55番・76番から81番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案53番・55番・76番から81番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

森推進委員の着席を求めます。

森推進委員が着席しましたので、つづきまして、54番・101番・104番を議題とする前に、田村宮幸推進委員の退席を求めます。

田村宮幸推進委員が退席しましたので、54番・101番・104番を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、18ページ目の54番・36ページ目の101番・37ページ目の104番のみ説明します。なお、すべて借り手は[]さんで、作付予定は水稻です。

54番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[REDACTED] 外1筆。現況地目は田で、合計面積が [REDACTED] m²。

賃貸借権の再設定で、借賃は1筆当たり8千円。反当りにすると、それぞれ6,279円と13,675円となります。

設定期間が令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。

36ページ目の101番が、貸し手が [REDACTED] さん。

土地の所在が、[REDACTED] 番 [REDACTED] 外1筆。現況地目は田で、合計面積が [REDACTED] m²。

賃貸借権の新規設定で、借賃は反当り玄米30kg。1俵あたり15,000円換算にすると、7,500円となります。

設定期間が令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

104番が、貸し手が [REDACTED] さん。

土地の所在が、[REDACTED] 番 [REDACTED]。現況地目は畑で、面積が [REDACTED] m²。

使用貸借権の新規設定で、設定期間は101番と同じです。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案54番・101番・104番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案54番・101番・104番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

田村宮幸推進委員の着席を求めます。

田村宮幸推進委員が着席しましたので、続きまして56番から62番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・ それでは、１９ページ目の５６番から２１ページ目の６２番について説明します。

５６番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外１筆。現況地目は畑で、合計面積が[]
[][㎡]。

使用貸借権の新規設定で、作付予定は柿とサツマイモ。

設定期間が令和７年３月１日から令和１７年２月２８日までの１０年間です。

５７番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]
[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[][㎡]。

賃貸借権の新規設定で、借賃は反当り２万円となります。

作付予定は露地ニラで、設定期間が令和７年３月１日から令和１２年２月２８日までの５年間です。

５８番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]
[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目が田で、面積が[][㎡]。

賃貸借権の新規設定で、借賃は全体で玄米３０kg。１俵あたり１５，０００円で換算すると、反当り６，０９０円となります。

作付予定は水稻で、設定期間は令和７年３月１日から令和１７年２月２８日までの１０年間です。

５９番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番 外１筆。現況地目は畑で、合計面積が[]
[][㎡]。

その他、借り手や設定内容は５８番と同じです。

６０番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外2筆。現況地目は田が2筆と畑が1筆で、
合計面積が[]㎡。

その他、借り手や設定内容は58番と同じです。

61番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。

その他、借り手や設定内容は58番と同じです。

62番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。

その他、借り手や設定内容は58番と同じです。

以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないので、お諮りします。第4号議案56番から62番につきまして、
原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案56番から62番につきましては、原案のとおり承認す
ることとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、63番・64番・65番・91番・92番・93番を議題とする前に、
8番藤田委員の退席を求めます。

8番藤田委員が退席しましたので、63番・64番・65番・91番・92番・93番
を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、63番・64番・65番・91番・92番・93番を説明し
ます。なお、すべて借り手が[]さんの賃貸借権の新規設定であり、設定期間
は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間となっています。

63番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外5筆。現況地目は田が3筆と畑が2筆と原野が1筆で、合計面積が[]m²。

借賃は全体で玄米330kg。1俵を15,000円と換算すると、反当り11,175円となります。

作付予定は田に水稻、原野と畑にショウガで、設定期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

64番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[]m²。

借賃は全体で玄米30kgで、その他の設定内容は63番と同じです。

65番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]m²。

その他の設定内容は64番と同じです。

32ページ目の91番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]m²。

その他の設定内容は64番と同じです。

92番が、貸し手が[]の相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]m²。

借賃は全体で玄米60kgで、その他の設定内容は63番と同じです。

93番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]m²。

借賃は田役費相当額5,905円で、その他の設定内容は63番と同じです。

以上です。

会長・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないので、お諮りします。第4号議案63番・64番・65番・91番・92番・93番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案63番・64番・65番・91番・92番・93番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

8番藤田委員の着席を求めます。

8番藤田委員が着席しましたので、つづきまして66番から68番を議題とします。
事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・ それでは、23ページ目の66番から68番について説明します。な

お、すべて、借り手は■■■■さんで、作付予定は水稻、設定期間が令和7年3月1日から令和22年12月31日までの15年10か月間となっています。

66番が、貸し手が■■■■さん。

土地の所在が、■■■■番。現況地目は田で、面積が■■■■㎡。

賃貸借権の再設定で、借賃は玄米30kg。1俵115,000円で換算すると、反当り8,445円となります。

67番が、貸し手が■■■■さん。

土地の所在が、■■■■番。現況地目は田で、面積は■■■■㎡。

使用貸借権の再設定です。

68番が、貸し手が■■■■の相続人代表である、■■■■さん。

土地の所在が、■■■■番。現況地目は田で、面積が■■■■㎡。

賃貸借権の新規設定で、借賃は全体で玄米30kg相当額。1俵15,000円で換算すると、反当り6,684円となります。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案66番から68番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案66番から68番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、69番を議題とする前に、味元推進委員の退席を求めます。

味元推進委員が退席しましたので、69番を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・・・・・・・ それでは、69番を説明します。

貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■さん。借り手が■■■■■さん。

土地の所在が、■■■■■番1 外1筆。現況地目は田で、合計面積が■■■■■ m^2 。

賃貸借権の新規設定で、借賃は反当り6千円。

作付予定は水稻で、設定期間が令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案69番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案69番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

味元推進委員の着席を求めます。

味元推進委員が着席しましたので、つづきまして70番から75番、82番から91番、95番から100番、102番、103番、105番から147番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・ それでは、70番から75番、82番から91番、95番から100番、102番、103番、105番から147番について説明します。

70番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。

賃貸借権の新規設定で、借賃は玄米15kg。1俵15,000円で換算すると、反当り2,073円となります。

作付予定は水稻で、設定期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間はです。

71番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。

借賃は玄米45kg。1俵15,000円で換算すると、反当り6,957円となります。

借り手やその他の設定内容は70番と同じです。

72番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。

使用貸借権の新規設定で、借り手やその他の設定内容は70番と同じです。

73番が、貸し手が[]さんの代理人である、[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が[]番。現況地目は原野で、面積が[]㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付予定はショウガ。設定期間は令和7年3月1日から令和12年1月25日までの4年11カ月間です。

74番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[] m^2 。

賃貸借権の再設定で、借賃は反当り3万円。

作付予定は露地ニラで、設定期間が令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。

75番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[] m^2 。

使用貸借権の新規設定で、作付予定は水稻。設定期間が令和7年3月1日から令和17年3月31日までの10年1カ月間です。

82番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[] m^2 。

賃貸借権の新規設定で、借賃は反当り15,000円。

作付予定は直七で、設定期間は令和7年3月1日から令和27年2月28日までの20年間です。

83番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[] m^2 。

借賃は反当り2万円で、借り手やその他の設定内容は、82番と同じです。

84番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[] m^2 。

作付予定は柑橘で、借り手やその他の設定内容は８３番と同じです。

８５番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]㎡。

借り手やその他の設定内容は８４番と同じです。

８６番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付予定は水稻。設定期間は令和７年３月１日から令和１７年２月２８日までの１０年間です。

８７番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外１０筆。現況地目は田で、合計面積が[]㎡。

賃貸借権の新規設定で、借賃は反当り玄米１０kgと田役費、１俵１５，０００円で換算すると、２，５００円となります。

作付予定は飼料稻と水稻で、設定期間は令和７年３月１日から令和１７年２月２８日までの１０年間です。

８８番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外１筆。現況地目は田で、合計面積が[]㎡。

賃貸借権の新規設定で、借賃は全体で玄米３０kg。１俵１５，０００円で換算すると、６，３８２円となります。

作付予定は水稻で、設定期間は令和７年３月１日から令和１７年２月２８日までの１０年間です。

８９番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]㎡。

借り手やその他の設定内容は８８番と同じです。

９０番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番 外３筆。現況地目は畑が１筆と樹園地が３筆で、
合計面積が[]㎡。

借賃は全体で５万円で、反当りにすると２０，７８１円となります。

作付予定は畑がショウガで、樹園地が新高梨。その他の設定内容は８８番と同じです。

３３ページ目の９４番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。
借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。

賃貸借権の新規設定で、借賃は５千円。反当りにすると、１０，１０１円となります。

作付予定は水稻で、設定期間は令和７年３月１日から令和１７年２月２８日までの１０年
間です。

９５番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。

賃貸借権の新規設定で、借賃は反当り玄米３０kg。１俵１５，０００円で換算すると、
７，５００円となります。

作付予定は水稻で、設定期間は令和７年３月１日から令和１７年２月２８日までの１０年
間です。

９６番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番 外１筆。現況地目は田で、合計面積が[]
㎡。

借り手やその他の設定内容は９５番と同じです。

９７番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]㎡。

借り手やその他の設定内容は95番と同じです。

98番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]m²。

その他の設定内容は95番と同じです。

99番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番 他5筆。現況地目は田で、合計面積が[]m²。

その他の設定内容は95番と同じです。

100番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外2筆。現況地目は田で、合計面積が[]m²。

その他の設定内容は95番と同じです。

102番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は[]で、面積が[]m²。

使用貸借権の新規設定で、作付予定は水稻。設定期間は95番と同じです。

103番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は樹園地で、面積が[]m²。

借り手やその他の設定は102番と同じです。

105番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外2筆。現況地目は田が2筆と畑が1筆で、合計面積が[]m²。

賃貸借権の新規設定で、借賃は1筆玄米15kg。作付予定は水稻で、設定期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間です。

１０６番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番[]。現況地目は田で、面積が[] m^2 。

借賃は全体で玄米３０kgで、借り手やその他の設定内容は１０５番と同じです。

１０７番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]。現況地目は田で、面積が[] m^2 。

借り手やその他の設定内容は１０６番と同じです。

１０８番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番[] 外１筆。現況地目は田で、合計面積が[] m^2 。

借賃は[]が玄米６０kg。[]が玄米１５kg。借り手やその他の設定内容は１０６番と同じです。

１０９番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番[]。現況地目は田で、面積が[] m^2 。

借賃は田役費で、借り手やその他の設定内容は１０６番と同じです。

１１０番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番[]。現況地目は田で、面積が[] m^2 。

借り手やその他の設定内容は１０６番と同じです。

１１１番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番[]。現況地目は畑で、面積が[] m^2 。

使用貸借権の新規設定で、作付予定は野菜。設定期間は１０６番と同じです。

１１２番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番[]。現況地目は畑で、面積が[] m^2 。

借り手やその他の設定内容はⅠⅠⅠ番と同じです。

ⅠⅠⅢ番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[] m^2 。

使用貸借権の新規設定で、作付予定は水稻。設定期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

ⅠⅠⅣ番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田と山林で、合計面積が[] m^2 。

借り手やその他の設定内容はⅠⅠⅢ番と同じです。

ⅠⅠⅤ番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[] m^2 。

借り手やその他の設定内容はⅠⅠⅢ番と同じです。

ⅠⅠⅥ番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は畑で、合計面積が[] m^2 。

借り手やその他の設定内容はⅠⅠⅢ番と同じです。

ⅠⅠⅦ番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[] m^2 。

借り手やその他の設定内容はⅠⅠⅢ番と同じです。

ⅠⅠⅧ番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[] m^2 。

借り手やその他の設定内容はⅠⅠⅢ番と同じです。

119番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は畑で、合計面積が[]
m²。

借り手やその他の設定内容は113番と同じです。

120番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は畑と樹園地で、合計面積が[]
m²。

借り手やその他の設定内容は113番と同じです。

121番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は樹園地で、合計面積が[]
m²。

借り手やその他の設定内容は113番と同じです。

122番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[] m²。

賃貸借権の新規設定で、借賃は反当り玄米30kg。1俵15,000円で換算すると、
7,500円となります。

作付予定は水稻で、設定期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年
間です。

123番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外2筆。現況地目は田で、合計面積が[]
m²。

借り手やその他の設定内容は122番と同じです。

124番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[redacted] 外3筆。現況地目は田で、合計面積が[redacted] m²。

借り手やその他の設定内容は122番と同じです。

125番が、貸し手が[redacted]さん。

土地の所在が、[redacted]番 外2筆。現況地目は田で、合計面積が[redacted] m²。

借り手やその他の設定内容は122番と同じです。

126番が、貸し手が[redacted]さん。

土地の所在が、[redacted]番。現況地目は田で、面積が[redacted] m²。

借り手やその他の設定内容は122番と同じです。

127番が、貸し手が[redacted]さんの相続人代表である、[redacted]さん。

土地の所在が、[redacted]番 外4筆。現況地目は田で、合計面積が[redacted] m²。

使用貸借権の新規設定で、借り手やその他の設定内容は122番と同じです。

128番が、貸し手が[redacted]さんの相続人代表である、[redacted]さん。借り手が[redacted]さん。

土地の所在が、[redacted]番。現況地目は田で、面積が[redacted] m²。

使用貸借権の新規設定で、作付予定は水稻。設定期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

129番が、貸し手が[redacted]さんの相続人代表である、[redacted]さん。

土地の所在が、[redacted]番。現況地目は畑で、面積が[redacted] m²。

借り手やその他の設定は128番と同じです。

130番が、貸し手が[redacted]さんの相続人代表である、[redacted]さん。

土地の所在が、[]番[]。現況地目は田で、面積が[] m^2 。

借り手やその他の設定内容は122番と同じです。

131番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番[]。現況地目は田で、面積が[] m^2 。

その他の設定内容は129番と同じです。

132番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番[] 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[] m^2 。

その他の設定は129番と同じです。

133番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[] m^2 。

賃貸借権の新規設定で、借賃は反当り玄米30kg。1俵15,000円で換算すると、7,500円となります。

作付予定は水稻で、設定期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間で。

134番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番[] 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[] m^2 。

その他の設定内容は133番と同じです。

135番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番[] 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[] m^2 。

その他の設定内容は132番と同じです。

136番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。
土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]m²。
その他の設定内容は135番と同じです。

137番が、貸し手が[]さん。
土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]m²。
借り手やその他の設定内容は136番と同じです。

138番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。
土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]m²。
その他の設定内容は136番と同じです。

139番が、貸し手が[]さん。
土地の所在が、[]番 外3筆。現況地目は田で、合計面積が[]m²。
借り手は138番と同じで、その他の設定内容は134番と同じです。

140番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。
土地の所在が、[]番。現況地目が田で、面積が[]m²。
使用貸借権の新規設定で、作付予定は水稻。設定期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間です。

141番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。
土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目が田で、合計面積が[]m²。

賃貸借権の新規設定で、借賃は全体で玄米30kg。1俵15,000円で換算すると、反
当り11,664円となります。

借り手やその他の設定内容は140番と同じです。

142番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[]
m²。

賃貸借権の新規設定で、借賃は全体で玄米30kgと田役費4,800円。1俵15,000円で換算すると、反当り10,296円となります。

借り手やその他の設定内容は140番と同じです。

143番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が、[]番 外1筆。現況地目は田で、合計面積が[]
[]m²。

賃貸借権の新規設定で、借賃は全体で玄米60kg。1俵15,000円で換算すると、反当り8,813円となります。

借り手やその他の設定内容は140番と同じです。

144番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は田で、面積が[]m²。

借り手やその他の設定内容は141番と同じです。

145番が、貸し手が[]さん。

土地の所在が[]番。現況地目は田で、面積が[]m²。

借り手やその他の設定内容は141番と同じです。

146番が、貸し手が[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番。現況地目は畑で、面積が[]m²。

賃貸借権の新規設定で、借賃は全体で5千円。反当りにすると8,156円となります。

作付予定は野菜で、設定期間は令和7年3月1日から令和12年1月1日までの4年10か月間となります。

147番が、貸し手が[]さんの相続人代表である、[]さん。借り手が[]さん。

土地の所在が、[]番[]外3筆。現況地目は田で、合計面積が[]㎡。

賃貸借権の新規設定で、借賃は反当り玄米30kg。1俵15,000円で換算すると、7,500円となります。

作付予定は水稻で、設定期間は令和7年3月1日から令和42年2月29日までの35年間です。

以上です。

会長・・・・・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

質疑等がないので、お諮りします。第4号議案70番から75番、82番から91番、95番から100番、102番、103番、105番から147番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員。よって、第4号議案70番から75番、82番から91番、95番から100番、102番、103番、105番から147番につきましては、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

その他に移ります。

事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・・・・・・・ その他について、3点ほどお伝えいたします。

まず1点目としまして、利用権設定についてです。

以前からご説明させていただいておりましたが、現在の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定につきましては、法律改正により農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画、いわゆる新しい利用権設定へと切り替わります。タブレット端末へ送信している資料にありますように、1月から町広報紙でも情報提供を行っていましたが、今後は農地の貸し借りは、3月10日申請締切日以降は農地法第3

条によるものか、新しい利用権設定によるものかの2種類となります。現在、皆様が担当地区内やお知り合いの方々に農地の貸し借りに関することをPRしていただいているとは思いますが、現在の利用権設定の最終受付は3月10日までとなっておりますので、ご注意ください。

2点目は、農地パトロールのお願いについてです。

1年に1度、7～9月にかけて、農地パトロール、いわゆる一筆調査を行っていただいておりますが、それから約半年が経ちました。昨年度にもお願いしていましたように、1年に1回、担当地区内を見て回るだけでは農地の管理状況の経過を把握しきれず、農地利用意向調査の際に毎年草刈りをしている、年に何回も草刈りをしているなどの声が毎年30件ほどいただいております。また、農地利用意向調査の対象となった遊休農地の中でも耕作目的での利用を表明した農地につきましては、半年後にそれが履行されているか確認が必要となってきます。そういったことから、3月の定例総会を3月27日に開催しますが、それまでの間に担当地区内を一通りパトロールしていただきますようお願いいたします。その際に、遊休農地が解消されていれば、その情報を事務局までご連絡ください。

3点目は、全国農業新聞の普及についてです。

以前にもお願いさせていただきましたが、全国農業会議所が発行している毎週金曜日に発行されている「全国農業新聞」に関しましては、全委員の購読が目標となっております。現在の佐川町農業委員会での購読率は、議案書に記載のとおりです。まだ購読申し込みをされていない委員の方は、ぜひ購読をお願いいたします。

私からは以上です。

会長・・・・・・・・ その他、特にないようなので、これで第21回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、3月27日 木曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行いますので、ご注意ください。